

1 デジタルな形態を含む新たな教科書に対応した検定審査について

文字や図画以外のデジタルコンテンツの審査方法

<検定審査の基本的な考え方>

制度改正によってデジタルな形態を含むこととなっても、学習指導要領に基づき指導するための主たる教材としての教科書の役割は変わるものではないことから、現行の検定基準に照らして、扱われる内容が適切であることを審査することを前提に、デジタルコンテンツの性質を踏まえ、新たに追加すべき観点を整理する

<教科書として適切なデジタルコンテンツの内容>



現行基準の要件に加えて、以下を満たすことを要件とする。

- **教科の本質的理解の獲得に資する**ものであること
- 学習における**活用目的・活用方法が明確**であること
- **授業時数の中で学習活動を行うことが想定**されていること

例えば、

- 普段触れる機会のない古文、漢文に書かれた服装、調度品、楽器などについて理解することができる動画
- 図形やグラフを変化させる操作によって、試行錯誤しながら視覚的に学ぶことができるシミュレーション
- 実験や観察を安全かつ効果的に実施することに資する、器具の使用方法や手順を解説する動画
- 楽器の奏法、材料や用具の扱い方など、技能の習得に資する動画
- 発音を繰り返し聞くことができ、聞くことや話すことなどの資質・能力の育成に資する外国語の音声

など

<教科書に掲載が可能な機能等>

- 児童生徒の**入力や操作に対して出力される結果の適切さ、正確さ**を、教科書発行者が確実に説明することができ、検定審査においてこれを確認できるものに限定。
- AIの教科書への搭載の可能性については、今後の技術の進展を踏まえるとともに、当面、以下のような観点について整理が必要。

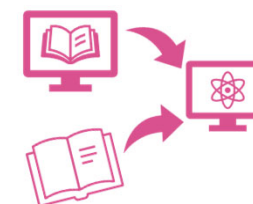
- 教科書へのAI搭載の必要性
- AI自体の性能や信頼性、出力結果の適切さ、正確さを担保する方法
- 教科書検定の意義・役割との関係の整理
- 教科書検定においてどのような基準、方法、体制で審査を行い得るか

など

<教科書としての掲載の在り方>

- 教科書として掲載可能なデジタルコンテンツ等は、**教科書発行者の責任において編修・管理できるコンテンツに限定し、外部ウェブサイトや教科書外の教材へ遷移する二次元コードやリンクは認めない。**

- **学習指導要領に示す内容は、文字及び静止図画で不足なく取り上げることを前提とし、その上で、動画等のデジタルコンテンツは、文字及び静止図画による内容と密接な関連を有するものであることを要件とする。**



デジタルの「機能」の審査方法

- 拡大・縮小、文字色・背景色の変更、音声読み上げなど、教科書の記述内容の変更を伴わない「機能」は、検定においては、動作確認等を行わないが、機能の一覧を提出させ、搭載する機能やその目的を確認する。



動画・音声の「内容」に係る審査方法

<動画について>

動画は再生に要する時間が決まっていること、現行の二次元コード先には教科書の内容にはそぐわないものも含め、多種多様な動画が大量に掲載されていることなどを踏まえ、

- 動画1本あたりの長さは3分程度までとするとともに、
- 以下のように教科書1点あたりの動画の総量の上限を定める。

音楽、図工・美術、家庭、技術、書写 (技能の習得にあたって動画の活用が特に有効と考えられる教科)	1学年で1冊の場合：30分 2学年で1冊の場合：60分 3学年で1冊の場合：90分 を基本とする
理科（観察や実験を通して学ぶことが重要である教科）	小4以下：1冊40分 小5以上：1冊60分
生活（活動や体験を通して学ぶことが重要である教科）	2学年で1冊60分
外国語（言語活動の充実に向けて動画の活用が効果的と考えられる教科）	1冊80分
国語、社会、算数・数学、保健体育、道徳	1冊20分 中学校社会は1冊40分 中学校保健体育は3学年で1冊60分

<音声について>

- 外国語における音声の正確性及び表現については、申請時に当該教科書に掲載する外国語音声に関する方針の提出を求めた上で、
- 音声に客観的に明白な誤りがないこと
- 発達段階を踏まえ当該音声を活用した学習のねらいの達成に支障がないこと
- 音声表現がその外国語として通用するものであること

を要件とする。

デジタル部分を含む教科書の構成について

- デジタル部分についても、ページ番号を振って区切ることを要件とする。
- ハイブリッドな形態の場合には、紙とデジタルの役割分担の下で使い分ける構成が望ましく、紙とデジタルに同一の文章等を重複して掲載することは、真に必要な場合に限定して認める。



その他

<訂正申請について>

検定後の教科書のデジタル部分の訂正は

- 誤記、誤植や、客観的事実の変更に伴い誤りとなった事実の記載等の訂正は、文部科学省の承認を得次第、随時反映。
- 統計資料の更新、変更することが適切な体裁・記載等の訂正は、単元の途中で頻繁に更新されることで学習に支障が生じないように、長期休暇中の時期等に限って反映。



<審査体制について>

デジタルコンテンツに特化して確認を行う専門委員を追加して委嘱するなど、審議会の体制の充実を図る。

2

誤記誤植など欠陥を減少させるための編修・校正体制の在り方

- 検定済みの教科書の正確性を担保するため、検定後、採択・供給の間も発行者の編修・校正体制を明確化する。
- 発行者に対して、デジタルツールの活用を含む効果的な著作編修の方法等を取り入れること等を促す。